

農地転用(農地法第5条または第4条)許可申請 必要書類

申請書および添付書類はホチキス留めをせず3部ともご提出ください。締切日:毎月20日(土日祝日の月は前日)

		入手先	説 明	県知事	農業委員会	本人用
1	申請書	様式ダウンロード可能	押印は必須ではありません。ただし、提出後に修正が必要となった場合、押印・捺印がない場合は申請書の取り下げが必要となる場合があります。	○	○	○
2	土地登記簿謄本 (全部事項証明書)	法務局	交付後、3カ月以内のもの	○(原本)	○(写し)	○(写し)
3	字絵図 (公図の写し)	法務局	申請地及び付近の土地の地番がわかる図面	○	○	○
4	位置図	様式ダウンロード可能	広域な地図に申請地の位置が示してあるもの。インターネットの地図でも可。	○	○	○
5	住宅地図	インターネット等	余白に広告があるものは不可。位置図より詳細なもの	○	○	○
6	土地利用計画図		字絵図等に建物等の配置が記載されたもの。駐車場や資材置場等でも必要	○	○	○
7	設計図・平面図		建物及び施設の設計図 太陽光発電施設の場合も建築面積が分かるもの(立面図・カタログ等)	○	○	○
8	資金証明書	金融機関等	転用行為にかかる費用の証明として必要	○(原本)	○(写し)	○(写し)
以下該当する場合のみ						
10	農業委員確認書	様式ダウンロード可能	事前に委員に現地調査を依頼した場合、確認書を添付してください。現地確認の際は、参考資料として申請書を持参してください。(委員の事前確認が無い場合、申請書提出後に担当委員及び事務局から内容について問い合わせをさせていただく場合があります。)	—	○	—
11	委任状	行政書士	行政書士による代理申請の場合	○(原本)	○(写し)	○(写し)
12	隣地承諾書	様式ダウンロード可能	周辺農地への影響を判断する参考材料となるため、承諾書を任意提出する場合は、申請書の「6 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要」欄に承諾がある旨を記載してください。(原則、道路、水路・筋骨等を挟む場合は不要)	○(原本)	○(写し)	○(写し)
13	地積測量図	法務局等	部分転用の場合。 なお、申請する年の1月1日以降に登録されたものについても、申請地以外の分筆された土地の面積の確認のため、測量図が必要となります。	○	○	○
14	法人登記簿・定款	法務局またはその法人	申請者が法人の場合、法人登記簿もしくは定款 (登記事項証明書は原本、定款には原本証明) ※5条申請における譲渡人の場合は不要	○(原本)	○(写し)	○(写し)
15	住民票または戸籍の附票	市役所	登記簿と所有者の現住所が異なる場合	○(原本)	○(写し)	○(写し)
16	経産省の認定通知書(見込み可)、 連系承諾書類・工事負担金がかかる 書類(見積書等)の写し		太陽光発電施設へ転用の場合	○	○	○
17	農地の合意解約書	様式ダウンロード可能	貸借されている農地の場合	○	○	○
18	貸借契約書(案)	様式ダウンロード可能	貸借の場合(金額・期間等が分かるもの)	○	○	○

農地転用(農地法第5条または第4条)許可申請 注意点

	チェック
① 申請地が農業振興地域の農用地区域(いわゆる農振青地)でないことを確認しましたか(問合せ先:農務課)	
② 譲渡人が農業者年金の経営移譲年金・特例附加年金受給者の場合、支給停止に該当する農地でないか確認しましたか(問合せ先:農業委員会)	

③	1000平方メートル以上の転用、または出力10キロワット以上の太陽光発電施設へ転用の場合、土地開発協議の締結が必要です(問合せ先:建設総務課)	
④	申請地が土地改良区の受益地の場合、意見書の添付が必要となります。各土地改良区にてご確認ください。(問合せ先:管内土地改良区事務局)※旧下呂町、馬瀬村には土地改良区はありません	
⑤	農地法の許可を得ず、申請地をすでに農地以外に転用している場合は始末書の提出を求める場合があります	
⑥	盛土・切土を伴う場合は盛土規制法の規制対象となる場合があります。許認可の可否を事前に確認し、手続の状況等を申請書に記載してください。(問合せ先:岐阜県庁建築指導課(盛土規制係))	
⑦	その他、必要と認める書類を市または下呂農林事務所が求めることがあります	